

申請に対する処分の審査基準

担当部署:市民生活部交通防犯課 No.004

処 分 名	自転車駐車場の使用許可
処 分 の 概 要	自転車駐車場の定期及び年間使用を許可する。
根拠条例等・条項	春日部市自転車駐車場条例（平成 24 年条例第 39 号）第 6 条、第 7 条 春日部市自転車駐車場条例施行規則（平成 24 年規則第 71 号）第 2 条、 第 3 条
審 査 基 準	◎有料の自転車駐車場の定期及び年間使用できるのは、次の（1）から（4）のいずれかの要件を満たす方です。 (1) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、市内に居住している者であること。 (2) 市内の学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく学校をいう。）に就学中の者であること。 (3) 市内の事業所等に勤務している者であること。 (4) その他市長が特に認めるもの
標準処理期間	即日
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日（最終改正：30 年 4 月 1 日）
申請時期	定期使用：使用する月の前月の 20 日から末日 年間使用：毎年、2 月 1 日から 3 月 31 日で市長が定める期間
申請方法	定期使用：直接、自転車駐車場で申請 年間使用：受付指定場所及び総合支所総務担当
備 考	ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/koutsuu/jitensha.html

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市自転車駐車場条例

(定期使用及び年間使用できる者の資格)

第6条 定期使用及び年間使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、市内に居住している者であること。

(2) 市内の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく学校をいう。)に就学中の者であること。

(3) 市内の事業所等に勤務している者であること。

(4) その他市長が特に認めるもの

(使用の許可等)

第7条 自転車駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可(一時使用を除く。次条において同じ。)を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

■春日部市自転車駐車場条例施行規則

(使用の許可の申請等)

第2条 条例第7条第2項の規定による申請は、春日部市自転車駐車場定期使用申請書(様式第1号。以下「定期申請書」という。)又は春日部市自転車駐車場年間使用申請書(様式第2号。以下「年間申請書」という。)によるものとする。

2 定期申請書は、使用しようとする月の前月の20日から同月の末日までに提出しなければならない。

3 年間申請書は、毎年2月1日から3月31日までの間で、市長が定める期間内に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第3条 市長は、申請者から定期申請書又は年間申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、使用の許可の可否を決定するものとする。この場合において、年間使用の申請者数が当該自転車駐車場の収容台数を超えたときは、申請受付順又は抽選により使用の許可の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、許可することとしたときは、定期使用にあつては春日部市自転車駐車場定期使用許可書(様式第3号)を、年間使用にあつては春日部市自転車駐車場年間使用許可書(様式第4号)を当該申請者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、許可しないこととしたときは、春日部市自転車駐車場定期使用・年間使用不許可通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。